

農林水産委員会会議記録

農林水産委員会委員長 千葉 盛

1 日時

令和6年7月2日（火曜日）

午前10時0分開会、午後1時33分散会

（休憩 午前11時59分～午後1時3分）

2 場所

第2委員会室

3 出席委員

千葉盛委員長、大久保隆規副委員長、佐々木順一委員、菅野ひろのり委員、
佐々木茂光委員、松本雄士委員、菅原亮太委員、村上貢一委員、高田一郎委員

4 欠席委員

高橋但馬委員

5 事務局職員

佐々木担当書記、及川担当書記、安達併任書記、成松併任書記、平嶋併任書記

6 説明のため出席した者

佐藤農林水産部長、工藤技監兼林務担当技監、村上副部長兼農林水産企画室長、
照井農政担当技監、今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長、森山水産担当技監、
佐々木技術参事兼農業振興課総括課長、中村技術参事兼農産園芸課総括課長、
筒井技術参事兼水産振興課総括課長、大坊競馬改革推進室長、
坂田農林水産企画室企画課長、尾形農林水産企画室管理課長、
金野団体指導課総括課長、臼井流通課総括課長、菅原流通課流通企画・県産米課長、
和泉農業振興課担い手対策課長、鈴木農業普及技術課総括課長、
長谷川農業普及技術課農業革新支援課長、黒田農村計画課企画調査課長、
東梅農村建設課総括課長、吉田農産園芸課水田農業課長、村上畜産課総括課長、
高橋畜産課振興・衛生課長、高橋林業振興課総括課長、砂子田森林整備課総括課長、
田村森林保全課総括課長、野澤水産振興課漁業調整課長、工藤漁港漁村課総括課長

7 一般傍聴者

なし

8 会議に付した事件

(1) 議案の審査

ア 議案第1号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し
承認を求めることについて

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

イ 議案第2号 令和6年度岩手県一般会計補正予算（第2号）

第1条第2項第1表中

歳出 第6款 農林水産業費

第11款 災害復旧費

第1項 農林水産施設災害復旧費

第2条第2表中

1 追加中 1

(2) その他

次回及び次々回の委員会運営について

9 議事の内容

○千葉盛委員長 ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

高橋但馬委員は療養のため欠席とのことでありますので、御了承願います。

これより本日の会議を開きます。本日は、お手元に配付いたしております日程により会議を行います。

初めに、議案の審査を行います。議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについて、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○村上副部長兼農林水産企画室長 それでは、5月に専決処分いたしました令和6年度岩手県一般会計補正予算（第1号）について御説明を申し上げます。

議案（その1）の8ページをごらん願います。議案第1号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第1号）の専決処分に関し承認を求めることについてであります。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費を5億5,000万円増額したものであります。

補正の内容につきましては、便宜、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきます。

予算に関する説明書の9ページをごらん願います。6款農林水産業費、2項畜産業費、4目家畜保健衛生費の説明欄、家畜伝染病予防費は、洋野町の養豚農場において家畜伝染病である豚熱の患畜が確認されたことを受け、当該農場で飼育している豚の殺処分や埋却などの防疫措置に要する経費について計上したものであります。

専決処分に係る説明については以上となりますが、あわせて別途用意しております資料、本県における豚熱の発生及び防疫対応についてにより、これまでの対応状況等について御説明を申し上げます。1の発生の概要についてでございますが、農場所在地は洋野町で、約1万7,500頭を飼養していました。

2の患畜確認の経緯でございますが、5月27日、農場から県北家畜保健衛生所に豚熱を疑う異常豚の発生について報告があり、県北家畜保健衛生所が臨床症状を確認後、検査材

料を中央家畜保健衛生所へ搬入、翌 28 日、中央家畜保健衛生所での遺伝子検査により陽性を確認、その後国の検査機関で確定検査を実施し、20 時に国において患畜と決定されました。

3 の本県の防疫対応等の (1)、経過でございますが、5 月 28 日 20 時に豚熱対策本部を設置し、発生農場に対し、飼養豚等の移動自粛など蔓延防止の徹底を指示するとともに、21 時に殺処分を開始し、29 日に埋却地の掘削を開始、30 日には殺処分した豚の埋却を開始しました。以降、作業を継続し、6 月 17 日 14 時に発生農場の豚 1 万 9,780 頭の殺処分を完了しました。20 日に殺処分した豚等の埋却と発生農場の 1 回目の消毒を完了し、27 日には 2 回目の消毒も完了しています。

2 ページをごらん願います。(2) の防疫措置等への従事者数等ですが、6 月 20 日時点で県職員延べ 4,157 人、県外からの応援獣医師として 29 道県及び国から延べ 104 人、関係団体等の職員として洋野町、久慈市、JA 新いわて、岩手県建設業協会久慈支部から合計で延べ 1,466 人に従事いただいたほか、(3) の表のとおり、合計 11 団体等に協力いただきました。

3 ページをごらん願います。(4) の農林水産省からの支援でございますが、県との連絡調整のため職員をリエゾン派遣いただいたほか、発生原因調査のため疫学調査チームが農場への立ち入り調査を実施し、現在国において原因を分析しております。

4 の今後の対応ですが、発生農場において 3 回目の消毒を行い、天候にもよりますが、7 月 4 日には防疫作業は全て完了となる見込みです。県内の養豚農場に対し、飼養衛生管理の徹底や適切な豚熱ワクチン接種などを継続するよう、あらゆる機会を捉えて注意喚起していきます。

5 の発生農場等への支援でございますが、法に基づき、国から殺処分された豚に対する手当金や中央畜産会から経営支援互助金が交付されるほか、国の融資制度により経営再開に必要な資金の活用が可能となっており、農場に対し手続などを丁寧に説明しながら対応していきます。

なお、4 ページと 5 ページの写真については、農場や埋却地における防疫作業の状況です。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し質疑はありませんか。

○松本雄士委員 まずもって、岩手県で初めて発生した豚熱防疫作業に従事された方々は、非常に大変だったと思います。その御労苦、御尽力賜りましたことに改めて感謝申し上げますとともに、敬意を表する次第であります。ありがとうございました。

また、豚熱の経済的損失やリスクの大きさを改めて認識したところですが、今後の発生防止対策であったり、経営再開へ向けた支援について何点かお伺いしたいと思っております。

豚熱ワクチンですけれども、令和 3 年 10 月に初回の接種を終了したと認識しております。その後の子豚への接種であったり、豚へのワクチン接種による現在の免疫獲得状況について

て伺います。

○高橋振興・衛生課長 県内の豚熱ワクチン接種状況についてであります。本県では令和3年度以降全ての養豚農場の飼養豚に対し豚熱ワクチン接種が行われており、国の防疫指針に基づき、県が定めるワクチン接種プログラムに沿って繁殖豚や子豚の全頭にワクチンが接種されています。また、免疫獲得状況の確認のため、県では国の防疫指針に基づき、定期的に豚熱ワクチン接種豚を抽出して抗体検査を行い、国が定める十分な免疫が獲得されていると判断する基準を満たしているかを確認しています。これまでの検査では、全ての農場が国の基準となっている抗体保有率80%以上の結果となっており、十分な免疫が獲得されている状況です。

○松本雄士委員 わかりました。感染源として、野生イノシシが疑われておりまして、その対策が非常に重要だということで、これまでもいろいろ対策をしてこられたと思います。

本県としても、令和4年度以降、野生イノシシの豚熱の陽性の確認や、経口ワクチンの散布をやっているわけですけれども、今定例会の本会議の一般質問で、令和4年、令和5年にかなり箇所数をふやしていると回答がありました。

それで、もう少し具体的に聞きたいのですけれども、令和5年の箇所数と地点数と散布の個数はホームページにも出ておりますけれども、令和6年の状況と経口ワクチンの散布によるイノシシの豚熱陽性率であるとか豚熱の免疫の獲得状況等は把握されているかお伺いいたします。

○高橋振興・衛生課長 野生イノシシの豚熱対策についてであります。まず経口ワクチンの散布箇所数等について、令和4年度実績、令和5年度実績を順に御説明いたします。令和4年度は、春と秋の2回基本的にまくのですが、令和4年度は秋の散布から開始しました。約90カ所に約3,700個をまいております。令和5年度の実績ですが、春と秋の2回散布しておりまして、約310カ所に約2万4,500個を散布しております。

野生イノシシの免疫獲得状況と効果ですが、令和3年度以降国は都道府県に対してサーベイランス検査頭数を示しておりまして、299頭以上検査するよう指導しております。本県の令和6年度の検査頭数は、令和4年度423頭、令和5年度532頭、そして令和6年度の検査頭数は令和5年度と同じ約500頭と見込んでいます。

この経口ワクチンの効果についてですが、国において野生イノシシのサーベイランス検査成績を基に感染状況などを分析することとなっております。県ではサーベイランス検査を強化しながら検査成績の収集に努めているところです。

○松本雄士委員 経口ワクチンを散布して、野生イノシシの陽性率がどう下がったとか、免疫抗体がこうだというデータはまだないのでしょうか。

○高橋振興・衛生課長 経口ワクチンの効果についてですが、国においてですが、平成30年度から経口ワクチン散布に取り組んでいる岐阜県や愛知県では、野生イノシシの豚熱感染の割合が低下するなどの効果が確認されておりまして、本県の野生イノシシの検査成績を見ますと、令和4年度は約400頭検査して、豚熱感染は約2割となっていたものが、令

和5年度は約500頭の検査で、豚熱感染の割合が約1割未満となっております。

○**松本雄士委員** 経口ワクチンの散布の効果が出てきているということで、これを継続的に、そして重点的にやっていかなければならないのだろうと思います。

岐阜県の例が出されましたけれども、岐阜県では地点数7,000から8,000で、1年間に17万個ぐらい散布するとのこと。また、豚熱に感染したイノシシが出ると、そこを重点的に散布するという、非常にめり張りのある取り組みをされていると聞いております。そういった取り組みが重要かと思しますので、国ともいろいろと連携しているとは思いますが、さらなる経口ワクチンの散布と、野生イノシシの豚熱の対策をしっかりとさせていただきたいと思っております。

あわせて野生イノシシの捕獲の強化についてお伺いしたいのですけれども、野生イノシシの現在の捕獲をもっと強化していくという取り組みや検討状況、ジビエに活用していくというあたりもあわせて検討しなければならないと思うのですけれども、検討状況についてお伺いいたします。

○**和泉担い手対策課長** 野生イノシシの捕獲強化とジビエ活用についてであります。県では野生イノシシの捕獲について、市町村が策定した鳥獣被害防止計画に基づいて実施する有害捕獲等の取り組みを支援しておりまして、捕獲頭数は令和3年度945頭、令和4年度979頭、令和5年度は速報値で1,595頭と、年々増加しております。県では農作物被害の防止に向け、有害鳥獣の捕獲とともに侵入防止柵の設置や里山周辺の除間伐など、地域ぐるみで被害防止活動を推進しており、令和6年度は有害捕獲の強化に向け、昨年度から取り組んでいるニホンジカやイノシシの広域捕獲活動を大船渡を加えた3カ所で実施することとしております。

野生イノシシのジビエ利用につきましては、現在県内において事業化に向けた動きはございませんが、県としてはイノシシのジビエ利用に関心を示す市町村等に対し、県外の取り組み事例や食肉処理施設の整備等に活用可能な事業の情報提供を行ってまいります。

○**松本雄士委員** 捕獲頭数もふえてきているということで、いろいろな取り組みをされていると思います。県として、捕獲に当たって、従事者の確保強化に努めるために、活動経費の助成などは検討しているのでしょうか。

○**和泉担い手対策課長** これまで野生イノシシの捕獲などにつきましては、国の補助金を活用しまして、市町村を含めてさまざま取り組みを行っております。また、鳥獣被害防止対策に関しましては、県段階で環境生活部とも連携して会議等を開いており、捕獲の取り組みなどについて情報共有するなどしておりまして、それらの取り組みについて捕獲の強化に取り組んでいるところでございます。

○**松本雄士委員** 国の交付金を活用してということですが、県独自の取り組みの検討はしているのでしょうか。

○**佐々木技術参事兼農業振興課総括課長** 捕獲の従事者、ハンターの確保ということであるかと思っておりますけれども、研修会等を実施する、あるいは免許取得に向けて県の猟友会と

連携しながら取り組み、促進をしているところでございます。従事者の高齢化が進んでいるのですけれども、そういった取り組みとあわせて10カ所に現地対策チーム、指導チームを県でつくってございまして、そこでさまざまな捕獲技術の実証等を行っております。そういった情報提供を通じながら捕獲の従事者確保につなげていきたいと考えております。

○**松本雄士委員** わかりました。今後の発生対策として、ワクチン接種はもとより、経口ワクチンの散布や捕獲の強化といった辺りをあわせてやっていくのが非常に重要だと思いますので、国との連携もしっかりしていただいて引き続きよろしく願いいたします。

次に、発生農家における経営再開支援についてお伺いいたします。今の資料でも発生農場への支援ということで、国や公益社団法人中央畜産会からの補助金等がありますし、また、国のいろいろな融資制度もあります。リスタートのところまでは準備してもらうのですけれども、発生する前の生産ベースに戻るまでには、2年から3年ぐらいかかると聞いております。その間、従業員の方や施設の維持、経営が非常に大変だと聞いてございまして、経営再開の県独自の支援は検討しているのでしょうか。

○**高橋振興・衛生課長** 発生農場への経営再開支援についてですが、先ほど御説明したとおり、発生農場に対し、家畜伝染病予防法に基づき国から殺処分された豚の評価額に相当する手当金が交付されるほか、公益社団法人中央畜産会から経営支援補助金が交付されることとなっております。経営再開する際には、国の融資制度による家畜の購入や雇用労賃など、必要な資金の活用が可能となっております。県としては、まずこの国からの手当金等が速やかに交付されるよう、発生農場に対して事務手続を支援していくとともに、資金制度の内容等を丁寧に説明しながら対応していく考えです。

また、先ほど松本雄士委員の御指摘のとおり、発生農場においては経営再開後も経営が軌道に乗るまで長期間を要することから、経営再開に向けた支援策の充実が必要と考えております。そのため、県では発生農場や関連事業者に対する支援策を充実するよう全国知事会を通じて要望を行っているところです。今後も発生農場の経営再開に向けた支援について国に働きかけていきたいと考えております。

○**松本雄士委員** さらに充実を求めて国に働きかけていただくのはもとより、しっかりやっていただきたいですし、他県では経営再開に当たってかかり増し経費などいろいろ細かい、例えばもっと消毒を徹底しなければならないとか、もっと設備の充実を図らなければならないとか、そういったところを県独自で事業化して支援しています。先ほども出た岐阜県もやっていると聞きます。ぜひ他県の例を参考に、岩手県も取り組んでいてもらいたいと思います。

今回、豚の殺処分が1万7,000頭とかなり大規模でありますけれども、本県は50万頭弱おります。仮に大規模農場で複数箇所が発生しますと、やはり経済的な損失のインパクトはかなり大きくなります。先ほども話した発生対策はもとより、その後の再開支援の充実も非常に重要になってくると思いますので、検討をよろしく願います。

そして、大きい3点目でありますけれども、発生農家はもとより、県が出資している食

肉加工業者においても、かなりの処理量で、経営に与える影響が出ていると認識するのですが、経営に与える影響を県は把握されているかお伺いいたします。

○白井流通課総括課長 食肉加工業者への影響についてですが、報道によりますと、殺処分の対象となった農場が出荷する豚は年間約4万頭でして、県が出資している食肉加工業者の年間集荷頭数の約1割に当たるとのことでございます。取扱高や経営に与える影響は公表されておきませんが、豚熱の発生により影響を受けるものと把握しております。

○松本雄士委員 4万頭で、10%以上の影響はかなり大きいと思います。発生農家が前の生産ベースに戻るには、2年から3年かかるということです。食肉加工業者も経営的に大変になってくるのだろうと考えております。本県の農業において、畜産における養豚の占める割合が昨日の岩手県畜産議員クラブの資料にも出されていて、本当に大きいと認識しております。食肉加工業者のいろいろな取り組みに対して、支援策等検討しているものがあるのかお伺いいたします。

○白井流通課総括課長 当該法人からは、経営への影響を最小限とするように現在対応中と聞いております。県として、まずはそうした取り組みの結果の把握に努めてまいります。

それから、現行の国の制度では、発生農場と取引がある屠畜場、食肉加工、流通、飼料、そういった関連事業者に対する支援はございません。県では全国知事会と連携しながら、国に対して地域の養豚生産を支える、屠畜、流通、飼料など、関連事業者の豚熱の影響による取り扱い量の減少等の支援措置の充実などについて要望してきたところでございまして、今後も状況を注視しながら必要な対策について要望していきたいと考えております。

○松本雄士委員 現在、国においては、食肉加工業者のところまでの支援はないということで、これもまた先ほどの岐阜県の例になりますけれども、独自にいろいろと支援した実績があると聞いております。いろいろと情勢も財政も厳しいのですけれども、ぜひとも加工業者の状況を聞きながら、検討していただければと思います。

そして、やはり今回、家畜伝染病のリスクの大きさ、恐ろしさを改めて認識したわけでありまして、発生対策から再開支援、また周辺への支援といったところ、いろいろ御検討いただきたいということでありまして、最後に農林水産部長から今後の取り組みについての所見等をお伺いして終わりにしたいと思います。

○佐藤農林水産部長 今回初めて本県で豚熱ということが発生いたしまして、初めてということもありましたので、いろいろと当初苦労する部分もございましたけれども、まず早期の防疫措置の完了に向けてこれまで取り組んでまいりまして、順調にここまで来たと思っております。

今後は、やはり御質問いただいたとおり、発生しないような対策と、それから経営再開の支援の検討に入ってくることになると思いますが、御指摘をいただいたような他県の取り組みも十分に参考とさせていただきますながら、しっかりと取り組みを進めていきたいと思っております。

○菅野ひろのり委員 私からも重ならないように質問したいと思います。

まずは、生産農家の方には、おかけする言葉もないほどに精神的な御負担もあったのだろうとっております。そういった中で、再発防止策等もあると思いますが、確認も含め、伺っていきたいと思います。

先ほど頭数等で報告をいただきましたが、わかるのであれば被害額を教えていただきたいと思います。

加えて、経営再建の意思があるのだとっておりますが、先ほど、さまざまな融資制度等の説明がありました。例えば家畜疾病経営維持資金融通事業ですが、資料を調べたところ、法人ですと8,000万円の資金とありましたが、損失額に対して十分な補償がなされている制度なのか、再開に当たって何割程度対応できるのか伺いたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 まず、今回の豚熱の被害額についてであります。現在農場に支払われる手当金の精査中として、正確な金額はお答えしかねるところです。

また、家畜疾病経営維持資金融通事業、融資制度ですが、家畜伝染病が発生した場合に、畜産経営の再開に向けて必要な家畜の導入等に要する資金を融通し、畜産経営の維持を支援する内容となっております。畜産経営体に融通する8,000万円というところではありますが、こちらも農場の再建計画、再生産計画、導入頭数の計画等もつくった上で、資金の融通が必要かどうかを判断する状況と聞いておりますので、農場の計画作成を待ちたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 十分な対応が行き届くようにとっておりますが、そういった中で先ほど野生イノシシの件が報告されましたけれども、農林水産省の野生イノシシの発見地点の拡大を見ていくと、東北地方もふえてきておまして、感染しているものもぽつぽつといるというような状況であります。実際に野生イノシシを駆除したりコントロールすることは、大変難しいと思っております。そうすると、柵などである程度囲むしか手段がないのだろうと考えております。こういった設備に対する補助事業等を私は見つけることができなかつたのですが、そういった設備関係の対応というのも可能でしょうか。確認も含めて伺います。

○高橋振興・衛生課長 養豚農場に野生イノシシの侵入を防ぐための柵の設置については、既に県内の養豚農場全てについて整備されております。農場においては、柵の点検などを常時行って補修するという対応を行っております。

また、野生イノシシ対策にかかわらず、農場にウイルスを侵入させないための防疫対策の強化に向け、国のバイオセキュリティ事業により、今消毒の体制を強化するための設備等も導入する事業がございますので、このような情報を農場に提供しながら、農場の導入が進むように支援しているところでございます。

○菅野ひろのり委員 そうなりますと、感染経路はイノシシの侵入ではなく、何らかのほかの経路で感染したということになると思います。今後の対策で我々ができるものは何かといえば、やはり衛生基準の遵守、飼養衛生管理を徹底していくほかないと思っております。現在、家畜保健衛生所が中心になって巡回指導をしていますが、恐らく年1回だろうと思

います。十分な見回りであるとかチェック、あるいは農家に重要性の認識をもっと高めてもらう、そういった取り組みが必要だと思います。今後どのように対応していくのか伺います。

○高橋振興・衛生課長 豚熱対策にかかわらず、家畜伝染病の発生防止に向けては、基本的な飼養衛生管理基準の遵守が重要と認識しております。

養豚農場につきましては、家畜保健衛生所が毎年1回定期的に巡回指導しておりますほか、現在豚熱ワクチンを接種していることから、豚熱ワクチンを交付することで養豚農場の方々にお会いする機会が定期的にございます。そういう場を通じて意識啓発をしていくという取り組みも続けておりますし、今後もそのような対応をしていきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 ぜひお願いしたいと思います。

そして、国において感染の原因を分析中ということではありますが、公表のスケジュール等はどうなっているのでしょうか。

○高橋振興・衛生課長 国の疫学調査チームにおいて、養豚農場にウイルスがどのように侵入したかの経路について原因を分析中ではありますが、公表時期はまだ伝えられておりません。ほかの県の状況を見ますと、農場の立ち入り調査からしばらくしてからの公表となっておりますので、公表時期を待ちたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 ありがとうございます。冒頭にもお話ししましたが、やはり一番大変なのは生産者の方だと思います。補償、そして何よりも精神的なケアを十分にしていただかなければならないと思っております。ぜひ御対応いただくようお願いして、質問を終わります。

○高田一郎委員 それでは、まず今回の防疫措置、あるいは殺処分対策を非常に困難な中で対応していただきまして、関係者の皆さんに改めて感謝を申し上げたいと思います。猛暑続きの中で、防護服を着て大変な作業だったと思います。そして、生きていた動物を殺処分するということが、本当に精神的に大変なものがあると思っております。メンタルヘルスの管理の問題や、適切な健康管理含めて、対応なされた職員の皆さんに対するケアがどうだったのかお伺いしたいと思います。

そして、今回の5億5,000万円の専決処分については、提案理由説明でも緊急的な予算だと説明されました。殺処分も終わったわけですが、どの程度の予算規模になるのか、もし数字があれば示していただきたいと思っております。

○高橋振興・衛生課長 今回殺処分に当たった職員のその後のケアということの御質問でしたが、高田一郎委員の御指摘のとおり非常に気温が高い中、長期間にわたり現場での作業が続いた状況です。熱中症対策としましては、小まめに休憩を取りながらやってきましたが、休憩回数をふやしたり、経口補水液を十分にとることですとか、休憩場所へのクーラー設置などにより順次対応したところです。

作業後の職員のメンタルヘルス対策としましては、総務事務センターの健康サポートル

ームへ相談していただくよう、防疫作業後の疲労や不眠などの心身の不調が出た場合や、こういう症状が出たときには、サポートルームに相談していただくようリーフレットを全ての対応した職員にお配りして対応してきました。健康サポートルームでも十分にお話を聞くなど、若干名相談があったとは聞いておりますけれども、丁寧に御相談を受け付けながら、その後の対応、体調確認についても対応していると聞いております。

また、予算の部分につきましては、今般5億5,000万円の補正、専決処分した5億5,000万円の内容につきましては、過去の鳥インフルエンザ発生事例などの実績を基に試算して予算計上したものです。内訳を御説明しますと、豚の殺処分に従事する県職員の超過勤務手当や夜勤手当であったり、職員を輸送するバスの借上料、防護服などの防疫資材、消毒薬のほか、処分した豚を埋却するための経費として建設業協会への委託費、あとは発生農場で作業者が休憩するスーパーハウスなどの借り上げ料などとなっております。この執行見込額につきましては、現在、作業を委託した団体等に照会するなど、精査している中でありまして、正確な金額については現時点では申し上げることができないものであります。

○高田一郎委員 予算額について、今は申し上げる状況にないということでした。

栃木県でも岩手県より少し前に発生して、1万4,000頭だったかと思いますが、殺処分対応したと報じられております。栃木県のホームページを見ますと、ここでも専決処分が行われたようですけれども、15億円程度の専決処分だったわけです。同じように殺処分して埋却処分をして、殺処分の数もそんなに変わらないのですけれども、これはどこが違うのかと疑問に思ったので、もしわかればお伺いしたいということと、今回5億5,000万円のうち、半分が一般財源という形になっています。これは、感染症対策からして、地方に半分負担を求めるのはどうなのかという思いもあります。ウイルスを持ち込ませないためのさまざまなサーベイランスの強化とか、イノシシの捕獲とか経口ワクチン対策とか、かなり地方の負担も大変であると思いますけれども、この負担のあり方について、もっと国に対して地方負担を軽減できるように要望していくべきではないかと思うのです。今後のことも含めてどのような対応をされているのかお伺いしたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 予算額の規模、そして国庫負担額の割合についての御質問ですが、まず栃木県の場合と岩手県の場合では農場の立地条件ですとか作業の工程、さまざま条件が異なっていると承知しております。現在5億5,000万円の内容を精査しているところでありまして、栃木県の情報もいただきながら、今後に備えてどのような対応が必要なのか精査していきたいと考えております。

また、国庫負担割合についてですが、経費の内容によって異なっておりまして、例えば消毒薬は全額国庫負担ですとか、防護服などの防疫資材や埋却費は国庫2分の1が原則ですが、残りのうち5分の4が特別交付税措置されるといった内容になっておりまして、この点についても現在精査中でありまして、県の全体額の精査とあわせて、県の一般財源の額も精査していきたいと考えております。

○高田一郎委員 今後については、今回のことを振り返ってみて、やはり農場の衛生対策の強化と、農場にウイルスを侵入させない対策が非常に大事だと思います。これを一体的に、複合的に取り組むことが非常に重要だということです。

先ほど衛生管理基準の話がありましたけれども、やはりこれが非常に大事なのかと思います。これをどれだけ徹底遵守して、そして家畜保健衛生所の皆さんが農場に立ち入りして、実態把握しながら指導、援助をどれだけ強化していくかが非常に大事になってくると思います。

それで、年1回の立ち入りが果たしてどうなのかということと、立ち入りしての指導、援助の状況はどのようになっているのか、衛生管理基準に基づいてしっかりと対応されているのか、は課題があるのかお伺いしたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 現在県内に養豚農場は140農場ございます。こちらに家畜保健衛生所が毎年1回以上立ち入りして状況を確認しております。立ち入りの確認の中では大きな問題は確認されていないと認識しております。

今般発生した養豚農場に疫学調査チームが立ち入りした結果を見ましても、大きな指摘はなかったと認識しておりますので、県としては引き続き家畜保健衛生所による指導を繰り返して行っていく考えでございます。

○高田一郎委員 豚に対するワクチン接種とかイノシシの捕獲対策、経口ワクチン、いろいろな効果があるというお話もありましたけれども、そうした衛生管理を徹底して、あるいは捕獲対策、ワクチン対策をしっかりやっても、侵入を阻止できない大変な難しさがあると思います。

今後は、豚熱もそうですけれども、アフリカ豚熱の問題も本当に大変になってきているのかと思います。東アジアでまだ侵入されていない国、地域が台湾と日本と言われている。韓国の釜山まで来て、本当に目の前まで来て、アフリカ豚熱のリスクが物すごく高まっています。本当に緊張感を持って対応していかなければならないのではないかと思います。国も3月にアフリカ豚熱対策の基本方針を示しました。これを受けて、アフリカ豚熱への対策もしっかりと県が対応していかなければならないと思っておりますけれども、この基本方針を受けて、県としての対応、県の役割はどうなっているのかお伺いしたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 アフリカ豚熱対策についてであります。海外から日本に侵入するリスクが高まっている状況だと認識しております。国からも、仮に県内で発生した場合、各都道府県で発生した場合、都道府県でその対応についてシミュレーションを行うようにと指導がございます。今後国の指導を受けて、本県でも準備を進めていく考えでございます。

○千葉盛委員長 ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これをもって質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を承認とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を承認とすることに決定いたしました。

次に、議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第2号）、第1条第2項第1表歳入歳出予算補正中、歳出第6款農林水産業費、第11款災害復旧費、第1項農林水産施設災害復旧費、第2条第2表債務負担行為補正中、1追加中1を議題といたします。

当局から提案理由の説明を求めます。

○村上副部長兼農林水産企画室長 それでは、議案第2号令和6年度岩手県一般会計補正予算（第2号）のうち、農林水産部関係の予算について御説明申し上げます。

今回の当部の補正予算案は、ことしの2月に発生しました大雪、強風、波浪により被災した農業、水産業の再開に向けた支援、漁港の災害復旧を実施しようとするものであります。

議案（その1）の13ページをごらん願います。第1表歳入歳出予算補正の歳出の表中、6款農林水産業費の補正予算額1億5,406万8,000円の増額と11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費の補正予算額12億5,631万9,000円の増額を合わせまして、総額14億1,038万7,000円の増額であります。

補正予算の内容につきましては、予算に関する説明書により御説明申し上げます。なお、金額の読み上げは省略させていただきます。

予算に関する説明書の26ページをごらん願います。6款農林水産業費、1項農業費、4目農業振興費は7,700万円の増額であり、説明欄、被災農業者緊急支援事業費補助は、農業用施設等に被害を受けた農業者の農業経営の安定化を図るため、農産物の生産に必要な施設の再建等に要する経費について補助しようとするものであります。

次に、27ページをごらん願います。5項水産業費、2目水産業振興費は7,706万8,000円の増額であり、説明欄一つ目の水産業競争力強化緊急施設整備事業費補助は、被災した養殖施設等を早急に復旧し、生産能力の回復を図るため、低気圧等による災害に強い養殖施設等の整備に要する経費について、その下の水産業復旧緊急支援対策事業費補助は、被災した養殖施設等を早急に復旧するとともに、被害の大きかったワカメ、昆布養殖業の生産回復に要する経費についてそれぞれ補正しようとするものであります。

次に、30ページをごらん願います。11款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、5目漁港災害復旧費は12億5,631万9,000円の増額であり、説明欄、漁港災害復旧事業費は、被災した漁港施設、海岸保全施設等を早急に復旧するため、流木等の運搬処理や災害復旧

工事に要する経費について補正しようとするものであります。

続きまして、債務負担行為について御説明申し上げます。議案(その1)に戻りまして、14ページをごらん願います。第2表債務負担行為補正の1追加の表中、当部所管に係るものは、事項欄1の漁港災害復旧事業の1件であります。これは、令和6年度から翌年度にわたって施工される工事に係るものであり、期間及び限度額を定めて債務を負担しようとするものであります。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○千葉盛委員長 ただいまの説明に対し質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。討論はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案を可とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議なしと認めます。

よって、本案は原案を可とすることに決定いたしました。

以上をもって付託案件の審査を終わります。

この際、執行部から主要な農作物の生育状況と今後の技術対策について発言を求められておりますので、これを許します。

○長谷川農業革新支援課長 お手元に配付しております主要な農作物の生育状況と今後の技術対策について御説明いたします。

まず、1の(1)、これまでの気象経過についてであります。4月から5月にかけては、気温は高く、降水量は平年並みから少なく、日照時間は多く経過しました。6月は、上旬に気温の低い日がありましたが、その後の気温はかなり高く、降水量はかなり少なく、日照時間はかなり多く経過しております。梅雨入りは6月23日ごろとなり、平年より8日遅くなりました。ごらんいただいているグラフは盛岡地域のデータでございますが、県内各地とも同様の傾向となっております。

(2)の7月からの3カ月予報では、気温は高く、降水量はほぼ平年並みの見込みと発表されております。

2ページに進みまして、2の(1)の水稻についてであります。表にありますとおり、6月末現在の県内水稻の生育状況につきましては、草丈、莖数、葉数ともに平年を上回っております。生育は順調に経過しております。

今後の技術対策ですが、7月上中旬の穂がつくられる時期までは、入水と自然落水を繰り返す水管理、7月下旬から8月上旬の穂が出る時期は湛水管理としまして、8月中旬以

降、登熟前半に高温が続く場合は夜間かんがいを徹底することを指導しております。また、圃場をよく観察し、葉いもちの発生が確認された場合は、速やかに薬剤散布を行うこと、カメムシによる被害を防ぐための畦畔等の草刈りを地域一斉に行うことも指導しております。

次に、(2)の麦・大豆であります。小麦の登熟につきましては平年より早まっております。刈取りが6月中旬からスタートしているという状況です。また、大豆の播種につきましては平年並みに進んでおりまして、播種後の大豆は芽の出そろいや初期生育ともに良好でございます。

今後の技術対策としましては、小麦は倒伏したところの刈り分けですとか、適期収穫を徹底して適正な乾燥、調製を実施することを指導しております。大豆につきましては、除草と倒伏防止を兼ねた中耕・培土の実施、高温乾燥が続く場合は、開花期以降に畝間かん水を行うことを指導しております。

3ページに進みまして、次に(3)の野菜であります。トマト、キュウリ、ピーマンなどの果菜類は、施設栽培・露地栽培とも生育はおおむね順調となっております。県南部のトマトではやや生育が早まっている状況です。また、ネギ、キャベツ、雨よけハウレンソウなどの葉菜類の生育もおおむね順調でありまして、高冷地のレタスでも生育はやや早まっております。

今後の技術対策ですが、生育に応じた栽培管理により、適正な株の成長を維持するよう呼びかけております。また、高温乾燥が続く場合は、遮光・遮熱資材による気温の上昇を抑える対策ですとか、敷きわらを敷いて地温の上昇を抑えるような対策の実施を指導しております。

次に、(4)の果樹であります。リンゴの開花は平年より11日程度早く、果実の肥大は平年より進んでおります。ブドウの開花も平年より13日程度早くなっております。

今後の技術対策ですが、リンゴは良質な果実を残して、適正な着果数とするよう仕上げ摘果を行う。ブドウは、結実を確認の上、房の数を制限する作業ですとか、果実の大きさや形を整えて作業を適切に進めるよう指導しております。また、高温乾燥が続く場合は、過度な葉摘みを避けるなどの果実の日焼けを防ぐような対策を実施、指導しております。

次に、(5)の花卉であります。リンドウの生育は平年並みからやや早くなっております。5月下旬から県南部で極わせ品種の出荷が始まっております。コギクの生育は、平年並みとなっております。

今後の技術対策としましては、高温乾燥が続く場合は、通路へのかん水を行うよう指導しております。なお、野菜、果樹、花卉の園芸品目全般にわたりまして、県の病害虫発生予察情報に基づき、適期に防除を行うよう指導しております。

4ページに進みまして、最後に飼料作物であります。5月下旬の牧草の収量は、令和5年夏の猛暑の影響による夏枯れですとか、春からの少雨の影響により、平年並みからやや不良となっております。飼料用トウモロコシは、6月上旬までに播種が終了しております。

して、初期生育は平年並みとなっております。

今後の技術対策としましては、牧草は一番草の収穫後の施肥を確実にを行うとともに、40日から50日ごろを目安に適期に二番草を収穫するよう指導しております。また、収穫後に高温乾燥が続く場合は、牧草の刈取り高さを確保するよう指導しております。飼料用トウモロコシは、害虫の発生状況に応じて適切に防除を行うよう指導しております。

なお、県としましては、令和5年の記録的猛暑により、県内の農作物に多くの被害が発生したことに加えまして、直近の3カ月予報で本年も高温が予想されていることを踏まえまして、6月18日に高温等による農作物等被害防止技術対策会議を初めて開催しております。高温や豪雨への対策技術等を徹底しております。

以上で報告を終わります。

○千葉盛委員長 ただいまの報告に対する質疑も含め、この際何かありませんか。

○佐々木茂光委員 私からは6月定例会の一般質問でもお話ししておりましたクロマグロの漁獲の割り当ての確保、拡充について水産庁を含めて国に対してどのような要望を出しているのか取り組みについて伺います。

実は新聞の記事にもなったのです。ことし7月に開かれる国際会議に合わせて事前に各自治体にも御案内があったのかどうかも含めて、こういった説明の場に岩手県として出席、御案内があるのかどうか聞きたいと思います。

○野澤漁業調整課長 クロマグロに関しまして、国への要望ということでございますが、6月7日に国に要望を行っております。一つはクロマグロの漁獲可能量の拡大ということで、本県への漁獲枠の拡大について強く求めたところでございます。もう一つは、クロマグロの資源管理の取り組みの一環で、定置網からクロマグロを放流するという作業に対して、クロマグロ混獲回避活動支援事業がございまして、これを支援対象経費の補助上限引き上げと継続を要望したところでございます。

国際会議につきましては、来年度以降の対応ということで、水産庁ではことしの7月に開催される中西部太平洋まぐろ類委員会の国際会議におきまして、資源回復の目標を維持できる範囲内で漁獲枠の増枠を提案することとしておりまして、12月に開催される国際会議の年次会合の場で各国からの合意を取りつきたいという考えを持っているようでございます。県は、この会議についてはまだ案内というか、対応はございません。

○佐々木茂光委員 現場の声をいかにして届けるかが大事なような気がするのです。国の見方と言う枠取り、それは要するに日本だけでは話が決まらないわけだから、日本として、どの程度枠を広げられるかがこの会議の中に出てくるわけなので、実情、実態というものをしっかりと伝えていくための方策というのは必要でないかと思うし、この枠の拡大に向けての取り組みは岩手県だけではないと思うのです。もしかすると他県は違う取り組みをしているのかもしれない。宮城県はまだそんなに乗り気ではないみたいなどころもあつたり、いろいろ聞くとことによると水産庁もマグロが捕れているということは認めているとのこと。また、日本の中で漁獲をもっともっと制限しろというところもあるやに聞

くし、我々のように拡大を希望しているところもあり、日本の中でもばらつきがあると思われる方々もいるということで、だからなかなか枠が拡大できないのではないかという話を少し聞いたので心配をしているのです。

現状で言うと、幾ら捕獲したものを再放流することに対して補助があると言っても、来るものを拒まない漁法なわけだから、漁業関係の人たちの感情をしっかりと受けとめた形で交渉に臨んでもらいたいと思うのですが、どのようなお話をしながら要望してくるのでしょうか。

○野澤漁業調整課長 国は、近年クロマグロの管理を強化していることによりまして、全国的に来遊量が増加しているという傾向はつかんでおりまして、そういったところをしっかりと他国にも理解、浸透させていくような形で提案していくという話を聞いております。国からは反対という話はございませんので、積極的に枠を取っていくというスタンスで国際会議に臨むと聞いております。

○佐々木茂光委員 例えば青森県とか、それから宮城県とか、近県と情報交換するような場はあるのですか。

○野澤漁業調整課長 漁獲の可能量につきましては、国が一元化して、各県の漁獲枠を管理しておりますので、県同士の融通制度とか、そういった部分での調整等はございますが、定期的に他県との話合いということではなくて、国と直接それぞれが対応している状況です。

○佐々木茂光委員 水産業に関しては岩手県だけの話ではないから、他県の関係者と情報交換をする必要があるのではないかと思うのです。サケも来ない、サンマもだめだ、何もだめだと、主力のものが軒並み期待できない中で、今こそという思いが漁業者にあるわけです。岩手県に枠が幾ら来る、宮城県に幾ら行くという話ではなく、日本としての漁獲の枠を広めると、伸ばしてくれという要望をするためにも、岩手県の状況と他県の状況で共通するものは一緒になって強く求めていくということも必要ではないかと思うのです。

水産庁でも、国の見方が両極にある中で判断してくるわけですから。聞くところに寄ると、日本の南のほうは今の枠でいいのだと言うようなことを言っているところもあると聞いているので、そこはやはり我々と違うわけだから、今こういう状況だからこそ、マグロが捕れているのであれば、何とか最後まで捕らせるようにしてほしいと、ある程度同じ関係する人たちがそろって要望を出すのと、単独で要望するのとではまた違ってくるのではないかと思うのです。そういった意味で、他県と手を組むというか、何かそういったところの事前相談も大事ではないかと思うのです。

○野澤漁業調整課長 国全体でクロマグロの枠をふやしていくということは、各県もそういう意見等がございまして、先日も水産庁で国際会議に先立った担当者会議をウェブ会議等も含めて開催しておりまして、そこで他県の担当者からも、クロマグロを国内の枠の範囲で調整するだけでなく、自国の枠をふやしていく努力をしてほしいという要望も出ておりました。そういったところは、国はその意を酌んで国際会議に臨むスタンスでございま

すので、ここは国際会議の各国の対応をまず待ちたいと思います。

○佐々木茂光委員 それに期待を込めるのですけれども、この間、このぐらいまでは枠を伸ばせるのではないかという予測を兼ねた記事が新聞に載っていたのですけれども、感触として程度になりそうですか。

○野澤漁業調整課長 先日の新聞の報道にもございました大型魚につきましては、113%増枠ということで、一応水産庁ではそういう増枠に向けた交渉に臨むスタンスでいると聞いておりましたけれども、それに対する反論につきましては、我々としては今現段階では把握しておりません。

○佐々木茂光委員 皆さんに本当に期待するしかないのです。何とか枠の拡大が最大限獲得できるように、今までの取り組みももちろん御苦労されていると思いますけれども、引き続き言葉に力を込めて取り組んでいただきたいです。佐藤農林水産部長、何か一言言いたそうなので、所感をお願いします。

○佐藤農林水産部長 今の本県の水産業の置かれている状況というのは、やはり主力魚種の不漁ですとか、それから資材価格の高騰、さらにはALPS処理水の放出に伴ってのアワビ、ナマコの価格低下など、非常に厳しい状況にあると思っております。

そういった中で、水産業リボン宣言の取り組みを進めてきて、着実に成果も出てきていると。それ以外の取り組みも含めて、このクロマグロにつきましても、やはりあらゆることにしっかり取り組んでいく必要があると思っております。御指摘いただいたクロマグロの漁獲量の拡大についても、これまでも国に要望してまいりましたが、御指摘いただいたとおり現場の意見をしっかり伝えるように、今後も取り組んでまいります。

○菅野ひろのり委員 私からは、主要な農作物の生育状況、今後の技術対策について質問いたします。

ことしの春先の課題は、やはり水不足だと思います。胆沢ダムも、もう過去最も少ない状況にあります。まず最初に水不足の状況、影響について伺います。

○黒田企画調査課長 水不足の状況についてです。現時点で把握しております県内の主要な農業用ダムは12カ所ございますけれども、これらの平均貯水率が現在40.1%という状況になっておりまして、平年に比べますと約6割という状況になっております。特に豊沢ダムでありますとか山王海ダムでは、貯水率の低下によってダム放流量の調整などの対策を行っているという状況でございます。

また、6月下旬には、県で主要な土地改良区の聞き取り調査を行いました。中干しに合わせた断水でありますとか、エリアを分けて順番に送水を行います番水、そういった対応を行っているという回答をいただきました。

6月30日から7月1日にかけて降雨がありまして、ダム水位若干回復しておりますし、現在中干しの期間ということで、用水需要が低い状況ではございます。

引き続き県としては状況を注視いたしまして、必要に応じて過去渇水時には応急用ポンプで排水を再利用するといった対策もとっておりますので、市町村と土地改良区とも連携

して取り組んでいきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 現場を歩かせていただくと、水が足りなくて作付を諦めたというところもありました。ダム状況であるとか、県内の生産の実態も把握していただきたいと思っています。

そして、技術への対応も非常に重要だと思っています。この間、畜産業の若手の方々と意見交換した際に、ことしの牧草の状況、(6)にもありますけれども、高温乾燥が続く場合、刈り取り高さを確保するというような話で、生産者の方に情報が行き届いていないというような話を受けております。先ほど技術対策会議が行われたと聞きましたが、どういった方々が参加して、単位農業協同組合であるとか、生産部会等あると思いますが、そういったところにしっかり情報発信できているのか状況について伺います。

○長谷川農業革新支援課長 現場への対策技術の伝達について御質問がありました。農業普及技術課としましては、先ほど御紹介した会議の場では、農業改良普及員と、JAの担当者を集めまして、ウェブ開催も併用しながら、それぞれの作目についての技術対策を伝達して、8月の暑熱期に備えて現場で取り入れられる技術を確認したところです。

昨年の令和5年の暑熱対策を取り入れた優良事例についても、その場で共有するとともに、県のアグリベンチャーネットというホームページを通じまして、県下の生産者に対して技術指導しているところでございます。ホームページにつきましては、メール配信サービスもありますので、メール配信に参加するように生産者にも呼びかけているところでございまして、引き続き配信される生産者の数をふやしていきたいと考えております。

○菅野ひろのり委員 今までは、農業改良普及センターの職員の皆さんが現場を歩いたりして情報共有、交換をしていたと思いますが、やはり人数もかなり限られていますし、大きな農場であったり、特定のところにしか行けなくなっている中で、先ほどメール配信とおっしゃいましたけれども、今はもうそういう時代なのだと思います。LINEであったり、スマートフォンで完結できるようにやっていかなければいけないですし、実際そうなのだと思いますが、やはり丁寧に部会単位にしっかりと落とし込みを徹底していくことが大事なのだと思っています。

気候変動については、農林水産委員会でも視察していますが、各都道府県で対応しているわけですから、そこを積極的に工夫していただきたいと思えます。

流通課にお伺いしたいのですが、各都道府県で工夫している中で、生産が厳しくなってくるときに、栽培適地とマーケットの流通、どこの生産地がどういう品種を出してくるかというのはだんだん変わってきていると思っています。流通課としては、気候変動によるマーケットの変化をどう捉えられているのか伺いたいと思えます。

○臼井流通課総括課長 気候変動によるマーケットの変化でございしますが、菅野ひろのり委員がおっしゃるとおり、最近の気象変動によって、例えば品目のボリュームが出てくる時期だとか地域だとかが全国のマーケットの中で変化してきていることは把握しております。県内の生産状況でも、そういった変動が少し見られまして、岩手県でどういった時期

にどういった品目をマーケットに出していけるか、流通関係の団体等とも品目ごとに会議を開いて状況等を共有しながら、しっかりとマーケットに対応していけるように取り組んでおります。

○菅野ひろのり委員 佐藤農林水産部長にお伺いしたいのですが、先ほど臼井流通課総括課長がおっしゃったように、これからの岩手県は、品目ごとにマーケットに対応する生産地にしていく調査研究を進めていかなければいけないのではないかと考えています。生産者の技術や所有している機械、それぞれの施設等もありますから、急に対応を変えるのは当然難しいと思うのです。しかし、ことしもこの猛暑で出荷時期も早まっています。そうなりますと、今度は岩手県が南側のもっと気温が高い地域に対して農産物でアプローチできる可能性も出てきます。生産者は生産時期をずらして作付してみようかという工夫も検討できると思います。作り手サイドだけではない、マーケットも含めた調査研究をしていただきたいと思いますが、今後の県の気候変動等に対する対応や方針、計画もつくるような話ではありましたけれども、どう考えているのか伺いたいと思います。

○佐藤農林水産部長 近年の高温の対策ということで、非常に大事であるといえますか、非常に大切な御指摘をいただいたとっております。岩手県の場合は、これまで寒さの対策もあったわけですが、当然高温の対策もやっていくということで、両面で非常に難しい部分はあるのですが、先ほど臼井流通課総括課長から答弁したとおり、初めて対策会議のようなものを開催した状況もございます。マーケットに対する気候変動に合わせたアプローチもいろいろと考えていかなければならない部分ではあると思うのですが、例えば昨年度ぐらいからは、新しい品種では桃について、従来であれば南の地域で栽培していたものですが、本県でも可能性があるのではないかとということで研究を進めている状況です。このように、品目ごとにいろいろ考えていかなければならない部分について、生産者意見あるいは流通側からの意見なども十分聞きながら、県としてどういう対応ができるか研究してまいりたいと思います。

○松本雄士委員 先ほどの生育状況の中で、4、5、6月が雨が少なかったということで、水不足が懸念されますけれども、私からは土地改良区の運営状況についてお伺いしたいと思います。

農業水利施設の老朽化など、土地改良区の運営もやはり課題があって、懸念されるところが多いと聞いています。まず最初に、昨年4月の臨時会で農業水利施設の価格高騰対策の補助金が補正予算に組み込まれたのですが、1億2,000万円全部が執行されなかったと思うのですが、電気代は依然として高止まりが続く中で、今年度の農業水利施設における光熱費の状況をどう把握していて、支援等をどう考えているかお伺いいたします。

○東梅農村建設課総括課長 農業水利施設に係る光熱費の状況と県の支援についてでございますが、農業水利施設に係る令和6年度の電気料金は、現時点でお示しするのは難しいのですが、令和5年度については高騰前の令和3年度と比較して、高いところで2倍程度となっており、施設を管理する土地改良区においては依然として厳しい運営状況にある

と認識しております。このため、県では電気料金などエネルギー価格高騰の影響を受けにくい農業水利施設への転換に向け、土地改良区を巡回し、老朽化したポンプを高性能なものに更新する事業の紹介や節水を促すなど、農業水利施設の省エネルギー化の推進に取り組んでおります。

また、国では令和6年4月に終了予定であった省エネに取り組む土地改良区の電気料金高騰分を支援する農業水利施設の省エネルギー化推進対策を令和6年9月まで延長したところであり、この事業の活用に加え、県独自の支援ができないか検討を進めていきます。

○**松本雄士委員** 国の省エネルギー化推進対策も延期され、推進と県独自でも考えているということで、ぜひとも取り組みをお願いしたいと思うのですけれども、昭和30年から40年代に整備した農業水利施設が多くて、老朽化、耐用年数経過がかなり進んでいる。加えて組合員の高齢化も進んでいますし、農業構造もどんどん変わっていくという中で、土地改良区の運営というのは本当に厳しくなっていくだろうと思っております。

そういったところにおいて、国と土地改良区の連合会において、運営基盤の強化基本方針を策定して取り組みを進めていると認識しております。そこにおいて、特に土地改良区の財政の見通し、中長期財政計画であったり、施設の維持管理計画が重要になってくると思うのですけれども、現在の策定状況についてお伺いいたします。

○**今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長** 土地改良区の中長期財政計画と維持管理計画書についてですけれども、県では農業施設を管理する土地改良区の運営基盤強化に向けまして、土地改良事業団体連合会と連携して策定しました岩手県土地改良区運営基盤強化基本方針に基づきまして中長期財政計画を作成、あるいは維持管理計画書の更新などを支援してきております。その結果、県内43土地改良区のうち中長期財政計画につきましては、令和5年度までに42土地改良区が策定済み、維持管理計画書につきましては32土地改良区が更新するとなっております。

松本雄士委員の御指摘のとおり、施設の老朽化が進行する中、将来にわたりまして適切に維持管理していくためには、これらの計画書を適時に見直していくことが重要でございます。県では、おおむね5年に1回のペースで実施しております土地改良区検査などを通じまして、実情に見合った計画になっているかどうかを確認しながら、必要に応じて計画書の更新に当たっての支援に努めてまいります。

○**松本雄士委員** わかりました。全部ではないということではありますけれども、5年に1回の検査等を通じてしっかり策定と更新の支援をしていただきたいと思います。またその中で水利施設の長寿命化計画的な更新に向けての積み立ても重要になってくるかと思うのですけれども、現在の施設積み立ての状況についてお伺いいたします。

○**今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長** 積み立て更新計画の策定状況と積み立て状況でございます。県内43土地改良区のうち、令和5年度末現在で積み立て更新計画を策定しているのは6土地改良区となっております。

また、積み立て状況についてでございますけれども、この六つの計画をつくっている土

地改良区のほか、将来の施設補修に向けた独自の積み立てをしている土地改良区もあると承知しております。

○**松本雄士委員** 43 土地改良区のうち 6 土地改良区というのは、非常に少ないです。非常に厳しい財政状況等を踏まえて、反映してそうなのかと思うのですけれども、大分少ない印象を受けたのですけれども、県として積み立ての更新計画であったり、促進ということで、どのような取り組みをしているかお伺いいたします。

○**今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長** 県の取り組み状況でございますけれども、県内の施設の 3 割が耐用年数を迎えている状況で、これらの施設を計画的に更新していかなければならないと考えております。そのため、県では土地改良区などの施設管理者と連携しながら、長寿命化対策の緊急度や優先度を明らかにします農業水利施設の維持更新計画を策定しております。この計画の中で、計画的な機能診断と施設補修を進めております。

また、施設補修に必要となる費用負担ですけれども、施設の劣化状況を踏まえまして、最も有利な補修、更新の時期がいつなのか、あるいはそのときに必要な負担額がどのくらいなのかを土地改良区と共有しながら、施設が将来にわたって適切に保全されるよう取り組んでいきたいと考えております。

○**松本雄士委員** わかりました。県独自として緊急度や重要度に応じての維持のための計画があるということなので、土地改良区としっかり連携して手当てしていただきたいと思うのですけれども、なかなか財政的な問題もあるかと思うのですが、やはりきめ細かい施設管理と、定期的なきめ細かい機能診断で長寿命化を図っていきながら、財政的な負担も計画的にならしていくといった取り組みも重要かと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

最後に、こういったいろいろと厳しい状況を踏まえまして、土地改良区自体の組織の統合、整備といったところも検討していかねばならないのではないのかと思っております。検討推進状況についてお伺いいたします。

○**今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長** 統合整備の推進状況についてでございますけれども、県では令和 5 年 3 月に策定しました岩手県土地改良区運営基盤強化基本方針の中で、令和 8 年度までに 5 地区、15 土地改良区の合併に向けた体制整備を支援することを目標にして取り組んでおります。現在目標に掲げました 5 地区のうち、一関地区におきまして須川・富沢土地改良区統合整備推進協議会が、陸前高田地区におきまして気仙・陸前高田土地改良区統合整備研究会が設立されておまして、これに県も参画しながら統合整備に向けた検討を進めております。

○**松本雄士委員** わかりました。それぞれの土地改良区が置かれた状況と財政上の課題もあるかと思っておりますけれども、やはり農業水利施設をしっかり維持管理していくということが重要でありますので、組織のあり方等についてもあわせて御支援等をお願いしたいと思います。私からは以上となります。

○菅原亮太委員 私からは、まず令和6年いわてのお米ブランド化生産販売戦略についてお伺いしたいと思います。

まず伺う前に、私の2月定例会の一般質問で、金色の風の今後のブランド戦略について質問した中で、金色の風は県産米のフラッグシップと位置づけ、全国5位以内の相対取引価格を目指し、ブランド戦略に基づき高品質、良食味米の安定生産と知名度向上に取り組むという答弁がございました。まず、その答弁に対して、金色の風、全国5位以内の相対取引価格を目指しているとありましたが、現状についてお伺いしたいと思います。

○菅原流通企画・県産米課長 金色の風の相対取引価格についての御質問でございます。国が公表しております米穀の取引に関する報告、こちらにおきまして相対取引価格、各県から数点ずつ銘柄、数点ずつ報告されていますが、金色の風の相対取引価格は公表されておりませんので承知しておりません。

なお、JA等の出荷業者と卸売業者等との間で取引を交渉する際に基準としております相対基準価格につきまして全農岩手県本部から確認したところ、令和5年産金色の風の相対基準価格については、全国の各銘柄の中で第7位と聞いております。

○菅原亮太委員 いわてのお米ブランド化生産販売戦略で、それぞれ生産戦略、販売戦略、PR戦略と分かれていまして、そのPR戦略で金色の風は認知度50%以上を目指すという戦略になっておりますが、一般質問で伺っても、相対取引価格を目指したり、食味ランキングや、米のヒット甲子園など、いろいろ指標が出てきている中で、新たに令和6年いわてのお米ブランド化生産販売戦略においては知名度50%以上と示されておりますけれども、県としてこのPR戦略について、どの指標を重点的に取り組んでいくのかといえ、認知度50%を目指すというのが結論的な指標ということによろしいでしょうか。

○菅原流通企画・県産米課長 金色の風の指標に関する御質問かと思えます。金色の風は、県産米のフラッグシップとして、より高い品質と高価格帯での取引の確保を目指しまして、全国トップクラスの品質と食味の実現のため、栽培適地の設定や高い技術を有する生産者の下での生産、栽培マニュアルに沿った栽培管理徹底などの取り組みを進めてきております。

その結果としまして、菅原亮太委員から先ほどお話もございました米のヒット甲子園での3年連続のトップナイン選出など専門家からも高い評価を得てきたところでございますが、新型コロナウイルス感染症の影響によりまして試食等による十分なPRができなかったことなどから、特に県内の一般消費者の認知度の向上が課題と認識しております。

このことから、新たに策定した戦略におきましては、金色の風の認知度50%を目指すということを指標として掲げまして、トップセールスや首都圏でのフェア開催、朝御飯への活用による子育て世代へのPRなどの取り組みによりまして認知度向上に取り組むこととしております。

○菅原亮太委員 認知度50%以上を目指すというのが今後の県のPR方針だと把握させていただきます。

認知度 50%とありますけれども、これについて具体的にもう少しお伺いしたいと思えます。これは誰に対する認知度調査なのか、また、県内、県外など調査対象についてお伺いできればと思えます。

○菅原流通企画・県産米課長 認知度の調査でございます。こちらは、県と農業団体等で構成いたしますいわてのお米ブランド化生産販売戦略推進協議会、こちらが実施しているものでございまして、県外では首都圏、中京圏、近畿圏、そのほかに岩手県内に在住しております一般消費者約 3,000 人を対象に実施するものです。

○菅原亮太委員 首都圏、中京圏、そして岩手県内ということで、多岐にわたる認知度調査になります。現在、金色の風は認知度 20%、銀河のしずくが 38%、ひとめぼれが 69%という状況ですので、金色の風 20%から目標 50%になるように県として取り組みをお願いしたいと考えております。

次に、生産戦略について、販売戦略、お米ブランド化戦略の生産戦略について伺いますけれども、今まで県産オリジナル品種の作付面積というのは、銀河のしずくも金色の風も合わせて何平米、何ヘクタールだったものが、今回新しい県北地域のオリジナル品種、岩手 141 号については作付面積 1,500 ヘクタールと明記されております。改めてお伺いしますが、今までは金色の風については作付目標面積を設定していなかったにもかかわらず、今回の新しい岩手 141 号については目標を設定したということで、なぜ金色の風については作付面積、目標を設定しないのかお伺いしたいと思います。

○吉田水田農業課長 金色の風の作付目標面積ですけれども、農業団体と策定いたしました新たないわてのお米ブランド化生産販売戦略におきましては、県産米のフラッグシップに位置づけております金色の風、それから銀河のしずく等につきまして、作付計画は設定しております。ただ、少し販売戦略にも影響する部分ということでございまして、公表はしていないものでございます。

なお、金色の風の作付面積ですが、2月定例会一般質問等でも答弁している内容によりますと、当面の間は現在の面積を維持する計画としております。

○菅原亮太委員 おっしゃるとおり、村上貢一委員の一般質問でも、面積を維持しながら品質の改善を答弁されていらっしやいましたけれども、農林水産委員会の調査で宮城県古川農業試験場に行った際に、宮城県の取り組み方針として、栽培適地は設けない、また玄米用や和食用など消費者のターゲットに合わせた品種開発をされていて、さらにブランド米ごとに作付目標面積を設定されておりました。村上貢一委員に対する答弁に関してもそうですが、作付面積を維持するとなると、当然食味ランキングの評価には反映しないというところで、そうすると認知度もなかなか上がらないのではないかと懸念をしております。やはり作付目標面積を 1,000 ヘクタール以上で設定することによって、銀河のしずくのように面積をふやして、経営体もふやして、特A評価とかで認知度も向上して好循環が図れるのではないかと考えておりますので、改めて金色の風についても作付面積について、銀河のしずくのように 1,000 ヘクタール以上のところも目指していくべきではないかと思

ますが、御所見をいただければと思います。

○菅原流通企画・県産米課長 金色の風の作付面積あるいは経営体の増加によりまして認知度向上を図っていく、これは菅原亮太委員からお話しいただきました方法もあるかと思えます。ただ、金色の風につきましては、現在収量が上がりにくい、あるいは倒伏しやすいなど栽培管理が難しいという声、生産者からもあることから、現在高い技術を有する生産者の下で生産をしているという状況でございます。このような状況の中で、全国トップクラスの品質と食味を実現するために、現在の作付面積を維持しながら、栽培マニュアルに基づく栽培管理の徹底などの取り組みを進めていくこととしております。

今後に関しましては、生産者や関係団体、あるいは米穀専門店と一緒に連携しまして、こだわりを求める消費者に対する特別栽培の取り組みや金色の風雅などのPRを行いながら、ブランド力と認知度の向上に取り組んでまいりたいと考えております。

○菅原亮太委員 県の方針としては、維持しながらということで承りたいと思えます。

次に、農業基盤整備及び乾田直播について伺いたいと思えます。我々自由民主党会派は、いろいろな団体と政策懇談会をさせていただいている中で、先日、岩手県土地改良政治連盟とも懇談会を開催させていただきました。その中で、土地改良政治連盟から、農業基盤整備率について、岩手県が東北地方で最も低い状況であるとお聞きしました。農林水産省の資料を見ましても、3反歩程度区画整備済み面積、また5反以上の区画整備面積、合わせた整備状況を見ましても、岩手県は大体50%ぐらいです。東北地方のほかの県に関しては、みんな大体70%程度、もしくはそれ以上という状況になっていたと思っております。区画整備率が低いという状況について、現状の課題、そしてまた今後の県の整備拡大に向けた方針についてお伺いしたいと思えます。

○黒田企画調査課長 区画整備率の現状と今後の方針についてでございます。本県は他県に比べて中山間地域の農地が多いということで、整備コストがかさむため、30アール区画以上の水田整備率は、現在最新のデータ、令和3年度ですけれども、53.8%ということで、東北地方で最も低い率になっております。

このため、県では圃場整備に予算を重点化いたしまして整備を推進してきております。令和5年度につきましては、過去10年で最も多い約116億円を措置いたしまして、目標、毎年300ヘクタールという設定しておりますけれども、それを上回る340ヘクタールを整備しました。令和6年度以降も圃場整備事業予算の重点化を図るとともに、資材価格高騰で事業費が増嵩しておりますので、建設コストの縮減にも取り組みながら、農業基盤の整備が早期に進むよう取り組んでまいりたいと考えております。

○菅原亮太委員 中山間地域が多いということは把握しておりますけれども、それでもやはり平たん部、5反歩以上の区画整備済み面積、まだまだ東北圏内は低い状況でございます。そういったところのさらなる拡大が必要と思えますので、引き続き整備促進に向けて取り組みをお願いしたいと思います。

次に、同じく宮城県古川農業試験場への視察で感じたことですが、宮城県では大規模区

画化によって乾田直播が主流になっているとのことでした。大体東北地方だと寒冷地なので、なかなか乾田直播だと品質に問題があると言われてきたのが、宮城県では温暖化の影響もあって、乾田直播が湛水直播よりも主流になっているといった先方からのお話もございました。岩手県の乾田直播の導入率と、今後岩手県にも温暖化が影響してくる中で、導入促進に向けた今後の課題についてお伺いしたいと思います。

○吉田水田農業課長 乾田直播の関係でございますけれども、県では稲作農家の経営安定に向けまして、省力化や生産コストの低減が重要でございます。これまで大規模経営体を中心に育苗作業が不要な直播栽培につきまして、展示圃の設置、それから研修会の開催等によって普及拡大を図ってきました。本県の水稲作付面積全体における令和5年度の直播栽培の導入率は2%となっておりますけれども、水稲作付面積15ヘクタール以上の大規模経営体、こちらの作付面積全体における直播栽培の導入率は6%、うち乾田直播の導入率は1.4%という状況になっております。

乾田直播につきましては、代かき作業が省略できる一方で、漏水による肥料や除草剤の効果の低下、それに加えまして耕起均平及び播種や鎮圧などの新たな機械導入が必要となります。

湛水直播につきましては、代かき作業が必要でございますけれども、田植機に取り付ける播種機のみでの導入で済むということで、本県におきましては湛水直播の普及が進んでおります。

県では、経営体の経営規模や土壌の条件、それから所有している機械の装備などの実情を踏まえまして、乾田直播、湛水直播のほか、苗箱数を削減できる高密度播種苗移植栽培など直播以外の低コスト技術も含めまして、経営体の生産体系に適した技術の導入を進めております。

○菅原亮太委員 最後のお話にもありましたけれども、岩手県農業研究センターの研究では、播種間の狭いほうが多収になるという結果があると伺っておりますので、それを踏まえて県としても乾田直播拡大に向けて、どう取り組んでいくかというところを改めてお伺いできればと思います。

○吉田水田農業課長 乾田直播の拡大に向けての取り組みでございますけれども、県の農業研究センターにおきまして、平成21年に乾田直播では播種の条間が狭いほうが多収になるという研究成果を公表いたしました。この成果を踏まえまして、播種の条間でありますとか施肥量などの栽培方法、それから栽培適地等についてまとめたマニュアルを策定しております。このマニュアルに基づきまして、農業改良普及センターが技術の普及に取り組む、現地ではマニュアルに沿った栽培が行われております。

さらに、県では生産者の乾田直播の技術の向上と普及拡大を図るために、令和2年度には東北農業研究センターと連携いたしまして、行政、農業機械メーカー、生産者等を会員とする普及促進会を設置してございまして、年2回の現地検討会ですとか実績検討会、フォーラム等を実施しております。この結果、水稲作付面積15ヘクタール以上の大規模経営体

において、先ほどもお話しさせていただきましたけれども、乾田直播の導入面積ですが、令和元年から比べますと、令和5年は約1.6倍ということで伸びている状況でございます。今後につきましても、乾田直播を含めまして生産者の状況に応じた低コスト技術の導入を推進していきたいと考えております。

○菅原亮太委員 乾田直播を導入するということは、当然大規模、機械も大きくなっていくということで、ますます圃場整備の必要性が高まりますので、両輪で圃場整備の促進をお願いしたいと考えております。

次に、菊美翔平や福太郎3の今後のブランド力向上、販売戦略についてお伺いいたします。先日、JA全農いわて中央家畜市場の高橋場長とお話しする機会がございまして、現在県有種雄牛の予算削減に伴って頭数が減っていると、それによっていい牛ができる確率が低くなっているのではないかという意見もございました。宮城県は仙台牛に統一されていますけれども、宮城県はブランドの統一と、いい種雄牛が出てきたタイミングがちょうどよかったから、結構仙台牛のブランド力が向上したという場長のお話がございまして、場長としてもそういう意味では岩手は菊美翔平と福太郎3の今後の2大エースが大変期待されていると伺っております。

お伺いしますが、菊美翔平、福太郎3、凍結精液の販売をされていると伺っておりますけれども、販売状況について、県内、県外の割合も含めてお伺いできればと思います。

○村上畜産課総括課長 ことし3月に新規選抜しました菊美翔平、福太郎3については、脂肪交雑の能力が12段階中10.5及び10.2と、本県では初めて10を超えるきわめてすぐれた産肉能力を有しております、生産者の期待も非常に高くなっております。凍結精液の供給本数につきましては、過去3年間に選抜した種雄牛1頭当たりの年間販売本数約1,000本に比べまして、菊美翔平は3月から5月までの3カ月間で約2,300本と非常に好調となっております、ほとんどが県内で利用されております。

○菅原亮太委員 好調ということで捉えました。

県は、今後菊美翔平、福太郎3について、やはりブランド力の向上、そして今後の販売戦略についてしっかりと取り組んでいくべきと考えておりますが、それについてもやはり畜産課でやっている技術、そして販売を担当する流通課、この二つがしっかりと連携して今後の岩手県の肉牛を販売、ブランド力向上を図るべきと考えておりますが、県の方針についてお伺いしたいと思います。

○菅原流通企画・県産米課長 今後のブランド力の向上、それから販売戦略についてでございます。いわて牛のブランド化におきまして、県、農業団体、市町村等で構成しますいわて牛普及推進協議会を中心に出荷頭数の確保や、市場関係者、いわて牛取扱業者に対するトップセールス、県内外でのいわて牛フェアなどの効果的なプロモーションの展開に取り組むこととしております。

先ほど菅原亮太委員から御紹介いただきました例のように、県産種雄牛の評価が高まることはいわて牛の評価をさらに高めることにつながると考えられますので、引き続き当課

と畜産課とが連携しつつ、また生産者や関係団体とも一丸となりながら、いわて牛のブランド力向上と販路拡大に取り組んでまいります。

○菅原亮太委員 本日に菊美翔平、福太郎3については、県内種雄牛の造成について、何十年と時間をかけてきた中でかなり期待ができる品種だといろいろなところからも声をいただいております。チャンスを逃さないようにしっかり連携を取っていただきながら、県種雄牛の向上に努めていただきたいと思います。

最後の項目になりますけれども、先日農林水産省の方との意見交換会に参加してまいりました。今県でもアグリフロンティアスクール、またグリーン農業アカデミー等いろいろと担い手育成に取り組まれておりますけれども、意見交換会で出た意見としては、やはり農業生産技術だけでなく、一経営者として経営能力の向上も必要だという意見が出たところでございます。そういったアグリフロンティアスクール等で経営についての県の取り組みをお伺いしたいと思います。

○和泉担い手対策課長 いわてアグリフロンティアスクールは、国際競争時代に通用する経営感覚と企業家マインドを持った農業経営者等を養成する学びの場として、県、岩手大学、JAいわてグループが連携して平成19年度から開校しております。本スクールの受講を通じて、農業経営者の経営力やビジネス感覚を養い、経営革新を実現するための戦略計画を策定し、本県農業を牽引する先進的な経営体を育成しております。

スクールでは三つの科目群がありまして、農業経営、6次産業化、農村地域活動に分かれておりまして、大学教授や有識者、篤農家等の講師による講義、演習を行うとともに、県内外の先進事例の現地研修等を実施しております。農業経営科目群におきましては、経営革新を実現するために必要な財務、労務管理、生産管理、農産物の流通、マーケティングなどの経営管理に関する講義を行っております。

○菅原亮太委員 経営についても取り組まれているということで、引き続きお願いしたいと思います。

また、岩手県は有機農業に認証された農地面積が東北地方で最も少ないのですが、有機農業に認証された農地面積の拡大に向けた今後の取り組みについてお伺いしたいと思います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 本県の有機JAS圃場面積につきましては、令和5年3月現在、159ヘクタールです。このほか2020年、令和2年ですけれども、農林業センサスにおける有機農業の面積は4,950ヘクタールで、東北地方2位となっています。令和4年度の環境保全型農業直接支払交付金の有機農業の面積は263ヘクタールと、東北地方4位となっております。

有機農業の取り組みは、高温多湿などの日本の気象条件の下では病害虫や雑草が発生しやすいため、除草等の栽培管理の労力がふえる、それから収量、品質が不安定であるということに加えまして、有機JASの認証については取得や継続の費用がかかるということ、それから今の認証コストも含めまして生産コストに見合った販路の確保、こういったこと

に課題があると認識しております。

このため、有機 J A S 認証の面積の拡大に向けては、有機農業に取り組む生産者や面積の拡大を図りながら、その先にある有機 J A S の認証へと段階的に進める必要があると考えております。

県としては、有機農産物等アドバイザーの派遣による栽培技術の指導や、市町村が行う有機農業の産地づくりの取り組みを支援するほか、生産、流通、消費者等の関係者で構成するいわてグリーン農業推進会議に今年度新たに岩手県有機 J A S 協議会の方にも参画をいただきまして情報交換を行っているところで、今後とも有機 J A S 認証も含め、有機農業全般の取り組みをしっかりと進めていきたいと考えております。

○菅原亮太委員 いろいろな取り組みを通じながら、有機農業、認証に向けて、拡大に向けて取り組んでいただきたいと思います。

最後でございます。胆江地域の水稻農家の方から伺った御要望になってしまうのですが、農業機械が壊れてしまうと、修理できる人がおらず、壊れてしまうと大体部品交換になってしまって、結構コストがかかってしまうということです。農業大学校や農業高校で、農業機械の整備についても知識を深めた担い手の育成をお願いしたいという御要望がございました。

そこで、農業機械整備等に関する人材育成について、県立農業大学校、農業高校を含めて県の取り組みがございましたらお伺いしたいと思います。

○鈴木農業普及技術課総括課長 農業経営におきましては、農業機械は必要不可欠なものでございます。農業法人等からは、菅原亮太委員から御指摘のありました農業機械に関する知識や技術を持った人材の育成が必要という声を私どもも聞いております。県立農業大学校においては、現在学生を対象とした農業機械に関する授業に加え、農業者等を対象とした農業機械研修も設けておりまして、農業機械の基礎知識、トラクター等の操作実習、営農上必要となる点検整備の実習を行っております。近年農業機械は、農業経営体の規模拡大に対応した大型化や I C T 技術を導入したスマート化が進んでおりまして、故障時の修理や整備に当たっては、機械の修理ということにとどまらず、電子系も含む高度な知識、技術が求められると聞いております。こうした機械整備に関する人材育成につきましては、通常は工業高校ですとか高等技術専門校などで行っているものですが、県立農業大学校の授業や研修でどのような対応が可能か、他県の事例なども含めながら研究していきたいと考えております。

○菅原亮太委員 前向きな御答弁をいただきまして、ありがとうございます。ぜひ御検討いただきたいと思います。終わります。

○千葉盛委員長 この際、昼食のため午後 1 時まで休憩いたします。

〔休憩〕

〔再開〕

○千葉盛委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

○高田一郎委員 それでは、まず第1に、農業共済組合の人工授精業務廃止問題についてお伺いします。

昨日も6月定例会の一般質問で議論がありまして、重複しますけれども、通告しておりましたので質問したいと思います。繁殖農家にとっては、人工授精師がいる、いないは経営の存続にかかわる問題で、人工授精師の確保は大変大事な課題だと思っております。昨日の質疑の答弁で、328戸中、人工授精師の対応が定まったのは109戸で間違いはないですか。30%という数字でした。佐藤農林水産部長からは、不安のないようにしっかり取り組んでいくと答弁をいただきました。しかし、30%で本当に見通しがあるのかどうかまずお聞きしたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 家畜人工授精業務の御質問でございますが、県農業共済組合の実情、県の農業共済組合についてから御回答いたします。盛岡地域及び遠野地域において、令和6年度末までに家畜人工授精業務を廃止すると決定したところですが、これらの地域において家畜人工授精業務を行う施設として県が許可している家畜人工授精所は32カ所あります。このうち個人開業の施設は約20カ所と大多数を占め、農業協同組合の施設は7カ所、県農業共済組合の施設は2カ所となっております。県農業共済組合が家畜人工授精業務を対象としている盛岡地域及び遠野地域の戸数ですが、328戸ありまして、このうち109戸、約3割の業務継承が済んでおります。残りの農家につきましても、先ほど申しました個人対応の施設ですとか、農業協同組合等の施設に業務継承が行われるよう地域において検討を進めているところでありまして、農業共済組合が人工授精業務を廃止すると言っております今年度中には業務継承が行われるよう鋭意取り組んでいきたいと考えております。

○高田一郎委員 個人開業に継承できるように今後とも努力していきたいと。昨日佐藤農林水産部長からもしっかり取り組むという決意もお伺いしましたけれども、見通しは現場の声をいろいろと聞きますとなかなか大変だと感じております。これは、そもそも家畜診療所の独立採算制とか、そもそも人工授精師や獣医師が不足しているところに原因があって、その問題や課題を解決しなければならないと思っております。この問題はかなり前から起きていて、家畜診療体制が経営的に赤字で、人材も細ってくるということで、かなり前から行政も農協も共済組合も課題は共有していたと思うのです。しかし、突然人工授精師の業務の廃止問題が出て、農家からは方向性が全く示されない中でどん底に突き落とされたものだと、そういう声も上がっております。情報は共有していたのだけれども、やはり農家の皆さんに率直な思いを伝えて一緒に解決するという対応に相当欠けていたのではないかと思います。これを過去に遡っていろいろ議論してもしょうがありませんので、事業継承できるように県もしっかりと取り組む必要があると思っております。

やはり農業共済で廃止したから共済が責任持つべきだとか、いや、農業団体なのだから農協がやるべきだとか、あるいは課題が広域になっているから、そういうのは県だとか、誰が中心になってやるのが曖昧なまま来たのではないかと思います。あと半年、10カ月

後となっておりますので、やはり県がしっかりと責任を持って個人の人工授精師を継承できるように、対応していくべきだと私は思いますけれども、その点についてどうお考えなのか伺います。

そして、盛岡地域周辺の人工授精師のお話を聞きますと、やはり高齢とか、農業をしながら人工授精師をやっている方もいらっしゃいますので、代金回収まではなかなかできないとか、種の仕入れとか在庫管理まではできないとか、こういう状況になっているのです。これはなかなか難しいと思うのです。決してもうかるような事業ではありませんので、農家と人工授精師の直接の対応ではなくて、例えばJAが事業を継承して、代金の回収とか種の管理を行うとか、JAでなければ別の組織をつくる、5年後、10年後、将来においても安心して対応できるような組織をつくってそこに自治体も財政支援するとかそういうことも考えながら対応していくべきではないかと思うのですけれども、この点について答弁いただきたいと思います。

○高橋振興・衛生課長 農業共済の家畜人工授精業務からの撤退に伴う県の対応についての御質問でございますが、まずは遠野地域、盛岡地域において、地域ごとに置かれている状況が異なりますことから、地域の実情に応じた検討を行うことができるよう広域振興局が主体となって地元の農業協同組合、そして県農業共済組合とともに検討する場を設けたところでございます。この検討状況がなかなか農家の方々に伝わってなくて、農家の方から不安の声が上がっているということも承知しておりますので、検討する、進捗状況、試験の進捗状況なども細やかに農家の方に情報提供して、今後の検討、家畜人工授精業務がしっかりと継承されるよう取り組んでまいりたいと考えております。

また、安定的な家畜人工授精業務が行われるよう県の体制ということの御質問でしたが、まずは現在の県農業共済組合の家畜人工授精業務の継承施設が確保されるよう、しっかりと取り組んでいきたいと考えておりますし、その上で各地域において安定的に家畜人工授精業務が続けられるよう、家畜人工授精師の確保や凍結精液の保管、人工授精を行ったときの代金回収の体制についても、地元の方々とどのような対応が一番農家にとっていいのかということも相談していきながら、県の支援内容についても検討を進めてまいりたいと考えております。

○高田一郎委員 県が主体となって立ち上げて、地域の実情に合った検討をしているということでございます。時間も限られていますので、来年に向けて全力で取り組んでいただきたいと思います。

次に、同じく畜産、酪農であります。特に畜産、酪農というのは、経営的に非常にマイナス政策、先ほどテレビでさらに円安が加速するというところでございました。岩手県の酪農家は、昨年2月1日現在、728戸、僅か3年間で3桁の100戸まで毎年30戸程度減少しております。恐らく700戸を下回るのではないかと考えております。こういう中で、岩手県は全ての酪農家を直接訪問して、さまざまなきめ細かな支援を行ってきました。大変いいことだと私は思っています。この間取り組んだ成果と課題についてお伺いしたいと思

います。特に岩手県は、いろいろな計画の中でも自給飼料をさらに拡大するとか、あるいは生産性向上、乳量の拡大とか経営改善に取り組むといったきめ細かな計画もつくられております。どういう成果が上がっているのかお伺いしたいと思います。

○長谷川農業革新支援課長 農業改良普及センターでは、関係機関、団体と連携し、県内全ての酪農経営体約 600 戸への相談、助言活動を実施し、このうち継続的な指導を希望する約 80 戸に対しまして、経営体の課題に応じた指導を実施してきております。継続的な指導を希望した約 80 戸の酪農経営体から課題として多く上げられました自給飼料の増産につきましては、草地の更新や飼料用トウモロコシの増産技術を指導するとともに、乳量向上のための飼養管理の改善について、飼料給与や繁殖管理、暑熱対策などを指導しております。こうした取り組みにより、酪農経営体からは課題への改善につながったという声が約 3 割、今後改善が見込まれるとする声が約 6 割で回答がありました。

一方、飼料価格が依然として高い状況にあることから、自給飼料の増産や乳量の増加等の継続指導を希望する経営体は約 70 戸となっておりますので、課題解決に向けた指導を継続するほか、改善が図られた取り組みにつきましては優良事例として取りまとめ、広く情報提供を行うなど、引き続き酪農経営の安定が図られるよう取り組んでまいります。

○高田一郎委員 引き続き酪農家の指導に取り組むということで対応をよろしくお願ひしたいと思います。

酪農家は、厳しい経営が余儀なくされている状況です。畜産酪農家に対する物価高騰の影響、減収も含めてどんな実態にあるのか。好転しているのか、さらに厳しい状況になっているのか、支援策も含めて示してください。

○村上畜産課総括課長 酪農経営につきましては、国の畜産物生産費統計の公表値に農産物物価統計の公表値を単純に掛け算した数値を申しますと、国や県の緊急対策などの支援を除きまして、令和 5 年の搾乳牛 1 頭当たりの収支については約 5 万円となっております。畜産物生産費統計の令和 2 年の公表値と比べまして約 20 万円の減少で、ざっくりした計算ではそういったところでございます。

飼料価格が高騰しているということがかなり要因を占めていると思っておりますけれども、畜産経営に向けては自給飼料の生産拡大をこれまで以上に進めていくということが必要と考えております。県では、牧草等の収穫量を高める牧草地や飼料畑の整備のほか、水田を活用したホールクroppサイレージの生産に加えまして、輸入トウモロコシの代替となる飼料用米の生産、利用拡大に取り組んでおります。

○高田一郎委員 酪農家、畜産農家の経営は引き続き厳しいという答弁でありました。

円安もどんどん進んで、飼料価格も高どまりと、そして配合飼料価格安定制度も高どまりが続いているので、機能しないという状況がずっと続いております。かといって、では価格が上がるかといえば、なかなか厳しくて、利益率もどんどん下がって、先ほども話したように岩手県でも毎年 30 戸ほど離農しているというような状況です。私の近所にもいるのですけれども、廃業しようか悩んで、しかし借金もあるので、やめたくてもやめられな

いという農家はたくさんおります。

今いろいろな支援策のお話がありましたけれども、やはり赤字が続いているわけですから、赤字補填をやるということは非常に大事だと思います。去年も飼料価格に対する1トン当たり2,000円、そして牛1頭当たり1万円という、国もやりましたけれども、あれで随分助かったと思います。ことしはないわけです。だから、そういった今直接支援というのが必要だと思います。そういった対応を検討しないのかということも含めて伺います。

○村上畜産課総括課長 飼料価格の高騰が続いている中、酪農、畜産経営は厳しい環境に置かれていると認識しております。

配合飼料価格の話が出ましたけれども、配合飼料価格安定制度につきましては、国において飼料価格安定制度のあり方検討会が検討されておりまして、今後の財政確保だったりとか補填単価などについて、夏ごろまでには一定の取りまとめを行うべく集中的に国で議論している状況でございます。県は、国に対して配合飼料価格安定制度について、配合飼料価格の高騰が続いた場合においても、畜産経営体の再生産が可能となるような十分な補填金が交付されるよう制度の拡充を要望するところでございます。

○高田一郎委員 国において飼料のあり方検討会が議論されていると、私も承知しています。国の物価高騰対策も経済対策も検討していると言いますが、恐らく年末ですよ。そして、農家に来るのが来年とか春以降とか、農家の実態をよくわかっていないというような思いをしているのです。昨年行った対策をしっかりとやる必要があるのではないかと改めて思うのですけれども、その必要性についてお伺いしたいと思います。

そして、何よりも再生産ができる酪農という話をされましたけれども、まさにそうだと思うのです。今新しい農業基本法が制定されたことを受けて、新たな基本計画がつくられようとしております。ここに向けて、地方から現場から持続可能な畜産酪農政策ができるような、しっかりと提案をしていくことが必要なのだろうと思っています。

今、国において価格政策の議論もされておりますけれども、結局生産費が上がった分をそのまま価格に転嫁するというフランスのエガリム法を参考に検討していると言われております。これは、結局消費者に負担を求めるといいますから、フランスと違って日本は輸入に依存している国ですから、価格転嫁すれば輸入農産物にシフトしてしまうという懸念があります。再生産を補償するような価格保障、所得補償というものを酪農、畜産政策の柱に据えていくような基本計画にしていかなければならないと思います。

先ほど村上畜産課総括課長からは、持続可能な酪農、畜産になるよという話が出ましたけれども、具体的に私が今申し上げましたような声を県としてしっかり上げていくことではないかと思うのですけれども、そのことも含めてお伺いしたいと思います。

○照井農政担当技監 畜産の再生産可能な経営ということで、あわせて国の今基本法を含めた仕組みの話もありました。たしか基本法の検討の中で、適正な価格の形成及び国民の理解というところがありまして、県としましても、6月に行いました政府予算要望におきましても、生産流通コスト等を踏まえた再生産に配慮した適切な価格形成、取引を推進す

るための仕組みを早期に構築するよう要望しているところでございます。

今回の基本法の中におきましては、国内生産の増大と適正価格の形成が議論の中心になっておりますし、今後基本計画の策定の中で、そういう具体化がしてくると考えておりますので、そういう国の動向も踏まえながら、県としてどんなことができるか検討してまいりたいと思います。

○高田一郎委員 その点についてはよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後、電気代高騰によって土地改良区の現場ではどのような問題が起きているのかを紹介して、県としての取り組みをお願いしたいと思います。県南地域のある土地改良区では、令和3年の電気代が1,865万円でした。これが昨年は4,566万円、実に2.44倍となりました。これによって何が起きたのかと言いますと、土地改良区の賦課金の負担増額です。地域によってばらばらですけれども、10アール当たり1万5,000円から多いところでは2万円を超えて、さらに水路の維持管理分の工事費負担などで1万円と。10アール当たり3万円とかこのような負担増になっております。そして、何が起きているかという、賦課金の滞納の増加、そして土地改良区からの離脱、農地転用して組合員資格をなくすということが起きており、私たちにもそういった相談が寄せられています。用意するお金は変わらないわけですから、農家が減れば、結局さらに負担増になってしまうという悪循環が広がっております。私は、岩手県内の物価高騰への影響、今土地改良区のお話をしましたけれども、よく実態を把握して必要な対策をすべきだと思います。これが一つです。

そして、電気代高騰に伴う負担増というのは恐らく続くと思うのですが、そういう意味では恒久的な対策が必要ではないかと思ひます。そして、援助するかどうかを決めるのが、いつも秋以降になってしまうことへの対応については、土地改良区ではいつも総代会を開いて予算を決めるのは春ですから、そういう点でやるかやらないかを後から決めて支援するというあり方についてもどうなのかと思ひております。

厳しい現状にあるということをぜひ県も把握しながら、必要な対策を取っていただきたいと思ひます。国営事業の場合は、かなり前から維持管理費について37.5%、恒久的に国が支援するという制度もありますけれども、電気代高騰についても恒久的な支援を考へていかないと大変ではないかと思ひますので、この点について再質問いたしませんので、まとめて答弁いただきたいと思ひます。

○今泉農村整備担当技監兼農村計画課総括課長 土地改良区の電気代の関係でございませぬけれども、県内の電気代の高騰につきましては、先ほど高田一郎委員からお話がありましたとおり、多いところで2倍以上という状況は承知してあります。また、一部の土地改良区では賦課金の値上げに踏み切ったということも承知してありまして、非常に影響は大きいと認識してあります。このため、県では負担軽減に向けまして、先ほど東梅農村建設課総括課長からの答弁にありまして、まず施設を省エネルギー化する取り組みを進めてありますし、国事業の導入支援という部分にも取り組んでいるところでございませぬ。また、電気代のほかに、近年では燃料費ですとか資材費ですとか、さまざまな価格高騰が

続いておりまして、土地改良区の組合員は非常に厳しい状況になっておりますので、去る先月7日に国に対して、電気代のみならず農業水利施設の維持管理費全般に係る高騰分について支援していただくよう国に対して要望してきたところでございます。引き続き電気代の動向を注視しながら、土地改良区の意見にしっかりと耳を傾けまして、必要な支援について検討してまいりたいと思っております。

○千葉盛委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 ほかになければ、これで本日の審査を終わります。

執行部の皆様は退席されて結構です。御苦労さまでした。

委員の皆様には、次回及び次々回の委員会運営について御相談がありますので、少々お待ち願います。

それでは、次回及び次々回の委員会運営についてお諮りします。次回8月6日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の調査を行いたいと思います。調査項目については、県内サーモン養殖の現状と取組についてといたしたいと思います。また、次々回9月3日に予定しております閉会中の委員会ではありますが、所管事務の現地調査を行いたいと思います。調査項目については、岩手大学農学部の改組及び教育・研究の方針等についてといたしたいと思いますが、これらに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○千葉盛委員長 御異議がないようですので、さよう決定いたしました。

なお、詳細については当職に御一任願います。追って継続調査と決定いたしました各件につきましては、別途議長に対し閉会中の継続調査の申出を行うこととしますので、御了承願います。

なお、連絡事項でございますが、当委員会の7月の県内・東北ブロック調査につきましては、7月25日から26日まで1泊2日の日程で実施いたします。追って通知いたしますので、御参加願います。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。お疲れさまでした。